

<p>請願番号</p>	<p>請願第35号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成25年9月12日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願</p> <p>消費税について現在、増税議論が活発化しています。増税が実施されますと、家庭の経済負担が大きくなり、新聞購読を止めるケースが増えると思われま。す。「戸別配達制度」にも影響を及ぼし、情報インフラ整備の遅れる地域では情報弱者を生み出すことが懸念されます。</p> <p>新聞は公共性の高い民主主義の必需品です。欧米先進国では「知識には課税しない」との意識が浸透しています。民主主義への必要経費と考え、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体に税制上の配慮をしている国がほとんどです。県民がより少ない負担で新聞を購読できる環境を維持することは、民主主義と活字文化、地域社会の発展に欠かせません。</p> <p>インターネットが普及し情報伝達手段は急速に多様化しています。高度情報化社会が進む一方で世代間、地域間の情報格差も生まれており、特に人口減少や高齢化が進む本県では、県民が知識や情報を得る手段は幅広く確保する必要があると考えます。</p> <p>「戸別配達」は世界に誇る制度であり、全国津々浦々1万8000余りの新聞販売所と従業員約37万人がその情報流通網を支えています。県内でも約170販売所、約3500人が新聞配達業務に携わり、県土の約9割を占める中山間地域においても採算を度外視して新聞を届けています。それは県民の「知る権利」に応え、言論・表現の自由を守り続けることが新聞の公共的、文化的使命と考えるからです。</p> <p>については、消費税増税にあたって複数税率を導入し、新聞への軽減税率の適用が図られますよう、貴議会より国に意見書を提出していただきたくお願いいたします。</p>		
<p>紹介議員</p>	<p>押川修一郎 宮原 義久 松村 悟郎 鳥飼 謙二 新見 昌安 田口 雄二 有岡 浩一 徳重 忠夫</p>		
<p>摘要</p>			